

工 事 概 要

工事延長				m	56
管布設工	m	45.3	組立マンホール工	箇所	1
既設人孔改修工	箇所	1	場所打擁壁工	m3	1
舗装打換え工	m2	289	構造物撤去工	式	1

施 工 理 由

本工事は、上下水道局が車両及び歩行者の快適な通行の確保を目的とした道路上の人孔を道路面まで下げる工事を行う予定であるため、その人孔に接続している大宮通のJR東海道本線アンダーパス部ポンプ排水管の布設替えを行うものである。					
--	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年5月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年5月	
基 準 適 用 年 月	2025年5月	
単 価 地 区	2601：Ⅰ 地区	
調 整 区 分	単独工事	
現場環境改善費（率計上）		
市 街 地 補 正	市街地	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	04:道路改良工事	
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（2）－2	1.2
Ⅰ C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（2）－2	1.1
Ⅰ C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込） 等の区分	備考
管きょ工（開削）	残土処理工	残土等処分			m3	3,780	処分費	
管きょ工（開削）	管布設工	ダクタイル鋳鉄管 内面エポキシ樹脂粉体塗装	規格:GX形,呼び径:φ400, 付帯材の有無:無		m	12,210	施工費	
管きょ工（開削）	管布設工	ポリエチレンスリーブ被覆工	φ400,固定用コムハント®, 0.1,0.1		m	1,361	材工共	
管きょ工（開削）	管布設工	ダクタイル鋳鉄管 内面エポキシ樹脂粉体塗装	規格:GX形,呼び径:φ300, 付帯材の有無:無		m	112,100	施工費	
管きょ工（開削）	管布設工	ポリエチレンスリーブ被覆工	φ300,固定用コムハント®, 0.1,0.1		m	1,144	材工共	
共通仮設費	安全費	安全管理員 工事管理者			人日	52,600	労務費	
共通仮設費	安全費	安全管理員 列車見張員			人日	25,900	労務費	

設計内訳書（本01）

工事名	道路改良工事(南第一緯1号線)					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
道路改良		式	1					
管きょ工(開削)		式	1					
管路土工		式	1					
管路掘削 (参考数量)	排対(2次)山積0.13m3(平0.1m3)	m3	100				(概)	
管路埋戻 (参考数量)	排対(2次)山積0.13m3(平0.1m3)	m3	40				(概)	
残土処理工		式	1					
土砂等運搬	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	60				(概) 山積0.13m3(平0.1m3)	
残土等処分		m3	60					
管路土留工		式	1					
アルミ矢板土留 (参考数量)	掘削深:H=2.0m以下	m	11.1				(概) 山積0.13m3(平0.1m3)	
アルミ矢板土留 (参考数量)	掘削深:H=3.0m以下	m	3.6				(概) 山積0.13m3(平0.1m3)	
管布設工		式	1					
強化プラスチック複合管 外圧2種管	規格:FRPM, 管径:φ500, 支給の有無:無	m	4.4				(概)	

設計内訳書（本01）

工事名	道路改良工事(南第一緯1号線)				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
砂基礎	75 μ m通過10%以下, 10m3未満	m3	2.2				(概)
管材料	強化プラスチック複合管(外圧2種管) ϕ 500	式	1				内 1号(概)
ダクタイル鋳鉄管 内面エポキシ樹脂粉体塗装	規格:GX形, 呼び径: ϕ 400, 付帯材の有無:無	m	40.8				
管材料	ダクタイル鋳鉄管(内面エポキシ樹脂粉体塗装)GX形 ϕ 400	式	1				内 2号
ホリエチレンスリーブ被覆工	ϕ 400, 固定用ゴムパッキン, 0.1, 0.1	m	40.8				
ダクタイル鋳鉄管 内面エポキシ樹脂粉体塗装	規格:GX形, 呼び径: ϕ 300, 付帯材の有無:無	m	0.1				
管材料	ダクタイル鋳鉄管(内面エポキシ樹脂粉体塗装)GX形 ϕ 300	式	1				内 3号
ホリエチレンスリーブ被覆工	ϕ 300, 固定用ゴムパッキン, 0.1, 0.1	m	0.1				
マンホール工		式	1				
組立マンホール工		式	1				
組立2号人孔	平均マンホール深:H=2.17, 蓋の耐荷重:T-25	箇所	1				(概)
既設人孔改修工		式	1				
インバートコンクリート	18-8-40BB	m3	0.11				(概)

設計内訳書（本01）

工事名	道路改良工事(南第一緯1号線)					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
モルタル補修		配合比1:3, 20mm, 高炉	m3	0.05				(概)
擁壁工			式	1				
場所打擁壁工(構造物単位)			式	1				
重力式擁壁		擁壁平均高さ:1mを超え2m未満, 本体コンクリート規格:18-8-40(高炉)	m3	1				(概)
コンクリート削孔(電動ハンマドリル)		30mm以上200mm未満	孔	9				(概)
鉄筋		鉄筋材料規格・径:SD345 D13	t	0.002				(概)
舗装工			式	1				
舗装打換え工			式	1				
舗装版切断		アスファルト舗装版, 15cmを越え30cm以下	m	107				(概)
舗装版切断		コンクリート舗装版, 15cm以下	m	54				(概)
舗装版破碎		舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装版厚:17cm	m2	168				(概) 騒音振動対策必要
舗装版破碎		舗装版種別:コンクリート舗装版, 舗装版厚:10cm	m2	87				(概) 騒音振動対策必要
舗装版破碎 仮復旧		舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装版厚:5cm	m2	67				(概) 騒音振動対策必要

設計内訳書（本01）

工事名	道路改良工事(南第一緯1号線)					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
上層路盤(車道・路肩部) 仮復旧		路盤材種類:再生粒度調整碎石 RM-30, 仕上り厚:240mm	m2	67				
表層(車道・路肩部) 仮復旧		材料種類:再生粗粒度アスコン(20), 舗装厚:50mm, 平均幅員:3.0m超	m2	67				
上層路盤(車道・路肩部) 4号工		路盤材種類:再生粒度調整碎石 RM-30, 仕上り厚:200mm	m2	222				
基層(車道・路肩部) 4号工		材料種類:再生粗粒度アスコン(20), 舗装厚:50mm, 平均幅員:3.0m超	m2	289				
表層(車道・路肩部) 4号工		材料種類:再生密粒度アスコン(13), 舗装厚:40mm, 平均幅員:3.0m超	m2	289				
薄層カー舗装工			式	1				
薄層カー舗装 樹脂系すべり止め舗装		舗装色:グレー, 規格・仕様:RPN-201	m2	107				
区画線工			式	1				
区画線工			式	1				
熔融式区画線		熔融式手動, 実線 15cm, 1.5mm, 含有量 15～18%, 白, アスファルト舗装	m	83				(概)
熔融式区画線		熔融式手動, セグラ 45cm, 1.5mm, 含有量 15～18%, 白, アスファルト舗装	m	18				(概)
熔融式区画線 「◇」横断歩道あり		熔融式手動, 矢印・記号・文字 15cm換算, 1.5mm, 含有量 15～18%, 白, アスファルト舗装	箇所	1				(概)
熔融式区画線 「止まれ」		熔融式手動, 矢印・記号・文字 15cm換算, 1.5mm, 含有量 15～18%, 白, アスファルト舗装	箇所	1				(概)

設計内訳書（本01）

工事名	道路改良工事(南第一緯1号線)					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
構造物撤去工			式	1				
構造物取壊し工			式	1				
コンクリート構造物取壊し		構造物区分:無筋構造物, 工法区分:機械施工	m3	6				(概) 騒音振動対策必要
コンクリート構造物取壊し		構造物区分:鉄筋構造物, 工法区分:機械施工	m3	7				(概) 騒音振動対策必要
コンクリート切断 ウォールソーイング		コンクリート, t=40cm, 低配筋	m	1.2				(概)
排水構造物撤去工			式	1				
充填設備据付撤去工			箇所	1				(概)
充填工(エアモルタル) 管閉塞工事		エアモルタル, 計上する	m3	4.9				(概)
型枠		一般型枠, 小型構造物	m2	0.4				(概)
運搬処理工			式	1				
殻運搬 As殻(掘削)		殻種別:アスファルト殻	m3	18				(概)
殻処分 As殻(掘削)		殻種別:アスファルト殻	m3	18				
殻運搬		殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	14				(概)

設計内訳書（本01）

工事名	道路改良工事(南第一緯1号線)					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
殻処分		殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	14				
殻運搬		殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m3	7				(概)
殻処分		殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m3	7				
現場発生品運搬		発生材種類:クレーンク	t	0.8				(概)
スクラップ		ヘビ-H2	t	-0.8				
仮設工			式	1				
交通管理工			式	1				
交通誘導警備員		B	人日	96				
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の 40.0%以内			式	1				(概)を参照
直接工事費			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	道路改良工事(南第一緯1号線)					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
共通仮設		式	1					
共通仮設費		式	1					
運搬費		式	1					
仮設材運搬費	往復分, 積み込み・取卸し分	t	1.5					
安全費		式	1					
安全管理員 工事管理者		人日	2					
安全管理員 列車見張員		人日	2					
現場環境改善費		式	1					
現場環境改善費（率計上）		式	1					
共通仮設費（率計上）		式	1					
純工事費		式	1					
現場管理費		式	1					
工事原価		式	1					

設計内訳書 (本01)

[illegible]

一式当り内訳書(概)

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	管材料		強化プラスチック複合管(外圧2種管) φ 500						
	名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	外圧2種 直管 3400L			本	1				
	外圧2種 曲管 45度 560×560			本	1				
	合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 2号	管材料	タタイル鋳鉄管(内面エポキシ樹脂粉体塗装)GX形 φ 400					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
GX形 直管S種		本	3				
GX形 直管1種		本	4				
GX形 曲管90度		個	1				
GX形 曲管11度1/4		個	2				
GX形 曲管45度		個	3				
GX形 両受曲管45度		個	1				
GX形 継ぎ輪		個	1				
GX形 受挿片落管		個	1				
GX形 ライフ		個	5				
GX形 挿口リング		個	7				
GX形 接合材料		組	18				
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 3号	管材料		ダクタイル鋳鉄管(内面エポキシ樹脂粉体塗装)GX形 φ 300						
	名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	GX形 短管1号			本	1				
	GX形 接続材料			組	1				
	合計								

特記仕様書（個別工事編）

工事名 道路改良工事（南第一緯1号線）

工事場所 京都市南区塩屋町他 地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携(以下「請負工事必携」という。)(令和6年8月 京都市)」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和6年8月）」並びに「土木工事共通仕様書(上下水道編)(令和6年10月 京都市上下水道局)」、「土木工事施工管理基準(平成30年9月 京都市上下水道局)」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）、土木工事共通仕様書(上下水道編)、土木工事施工管理基準及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※1 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

※2 京都市情報館「トップページ」⇒「水道・下水道」⇒「事業者のみなさまへ」⇒「工事基準・仕様書・様式」⇒「工事共通仕様書及び施工管理基準」参照

土木工事共通仕様書(上下水道編)・土木工事施工管理基準

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000272499.html>

第2条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>)に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加対象となる。

第3条（受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>)に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。

- 3 「月単位の週休 2 日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点对象となる。
- 4 受注者は、本市が週休 2 日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休 2 日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休 2 日工事」（4 週 8 休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

第 4 条（前払金）

前払金は、請負代金の 40 %以内とし、中間前払金は、同様に 20 %以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照

<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>

2 現場条件に関する事項

第 5 条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 一部の施工に関して、西日本旅客鉄道株式会社敷地内での作業が必要となるため、線路近接工事の協議を行うこと。また、敷地内での作業時には、工事管理者及び列車見張員を配置する必要があるが、打合せの結果又は条件変更等に伴い人数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
- 2 大宮通の JR 東海道本線アンダーパス部ポンプ施設については常時稼働しているため、既設排水管から計画排水管への切り替え手順等、ポンプ施設を管理している京都市建設局河川整備課と協議を行うこと。
- 3 本工事にて既設排水管撤去後、既設人孔 No.1 については、京都市上下水道局にて道路面まで下げる工事を行う予定であるため、協議及び調整を行うこと。なお、当該工事については、上下水道局から本工事契約者に随意契約を依頼することが予定されている。

第 6 条（施工時間）

施工は昼間とし、標準的な作業時間帯は、9 時～17 時とする。ただし、地元関係者及び所轄警察署等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第 7 条（工事規制）

本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第 17 条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

・年末年始規制

規制種別	規制路線 及び地域	規制期間	規制内容
年末年始 規制	幹線道路	12月20日～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。
	準幹線道路		
	その他道路	12月27日～1月5日	

第8条（支障物件等）

本工事区間内の支障物件は下表のとおりである。受注者は各企業との連絡を十分行うこと。また、移設時期等を延期するような場合は設計変更の対象とする。

支障物件	管理者	位置	企業者との協議	移設期間	工事方法	立会
下水管・水道管・ガスパイプ・NTT等の人孔	上下水道局、大阪ガス、その他（各埋設企業者）	各所	未	別途調整	高さ調整	別途調整
鉄道敷地内の既設排水パイプ及び人孔、既設擁壁	西日本旅客鉄道株式会社	各所	済	別途調整	充填、撤去	別途調整

第9条（交通誘導警備員）

- 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い人数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の 有無
施工箇所等	6名（交代要員1名含む。）	交通誘導警備員B 5名	昼間	有

- 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

3 監督職員の確認に関する事項

第10条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料・製 品	備 考
プレキャストコンクリート製品 (JIS I 類、JIS II 類含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)
アスファルト合材 (排水性舗装、透水性舗装、プラント再生舗装含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

(「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
管布設工	強化プラスチック複合管	φ 500 外圧 2 種管 直管・曲管
管布設工	ダクタイル鋳鉄管	φ 400 GX 形 内面エポキシ樹脂粉体塗装 直管・曲管・両受曲管・継ぎ輪・受挿方落管・ライフ・挿口リング
管布設工	ダクタイル鋳鉄管	φ 300 GX 形 内面エポキシ樹脂粉体塗装 短管 1 号
組立マンホール工	組立 2 号人孔	調整リング・直壁・底版・頂版・人孔鉄蓋
場所打擁壁工	鉄筋	SD345 D13
排水構造物撤去工	充填工(エアモルタル)	エアモルタル

第 11 条 (受注者の臨場)

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第 12 条 (段階確認)

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表 3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（「共通仕様書（３－１－１－４）」の「表３－１－１ 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外）

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
管きょ工(開削)	管布設工	埋戻前の状況、出来形
マンホール工	組立マンホール工	埋戻前の状況、出来形
擁壁工	場所打擁壁工	型枠設置時

第１３条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載しているが、次表の工種、品目・規格等、試験項目における具体的な試験時期・頻度は、同表に記載のとおりとする。

工種	品目・規格等	試験項目	試験時期・頻度	備 考
セメント・コンクリート	レディミクストコンクリート 18-8-40BB	塩化物総量規制	打設前、１回※１	約1m3
		単位水量測定	〃	〃
		スランプ試験	〃	〃
		空気量試験	〃	〃
		圧縮強度試験	〃	〃
アスファルト舗装	再生密粒度 アスファルト混合物(13) t=40mm	現場密度試験	3箇所※２	100～3,000m2
〃	再生粗粒度 アスファルト混合物(20) t=50mm	〃	〃	〃
上層路盤	再生粒度調整碎石 RM-30 t=200mm	〃	〃	〃

※１：１工種当たりの総使用量が50m3未満で、かつ、JISマーク表示認定工場の品質証明書を提出できる場合は、試験を省略することができる。

※２：対象面積が100m2以下は試験を省略でき、100～3,000m2は３か所、3,000超～10,000m2は10か所で試験を行うこと。また、10,000m2超は10,000m2ごとに10か所で試験を行うこと。

なお、同じ材料で施工厚さが異なる場合は、それぞれの厚さごとに実施個数を定めること。

４ 建設副産物に関する事項

第１４条（建設副産物の適正処理）

１ 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
コンクリート殻 (鉄筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡井手町大字井手小字久保48番地の1他16筆	設計運搬距離 L = 25.5 km
コンクリート殻 (無筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡井手町大字井手小字久保48番地の1他16筆	設計運搬距離 L = 25.5 km
アスファルト殻 (掘削)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路松林18-1	設計運搬距離 L = 8.8 km

2 舗装切断時に発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

3 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生土	(指定地処分) 株式会社 洛東建設 京都府京都市南区吉祥院長田町 517	設計運搬距離 L = 4. 1 km

本工事では土壌調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書（計量法第 122 条第 1 項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

4 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第 5 編及び公共物 G I S に掲載している他の施設の中から積算上の 2 番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第 5 編及び公共物 G I S に掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

5 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備 考
スクラップ (へビーH2)	京都市南区上鳥羽鉾立町 1	設計運搬距離 L = 2. 8 km

第 15 条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

- (1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和 4 年 6 月 17 日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を別に定める 18 条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18 条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第 16 条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の 45 日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の 14 日前までに提出すること。

第17条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第18条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（2） 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第19条（その他の特記事項）

- 1 受注者は、必ず着工前に工事ビラを工事箇所の周辺住民等に配布すること。なお、様式等は監督職員の指示に従うこと。
- 2 現道上で工事を行う場合は、工事期間、道路占用形態などについて施工前に所轄警察署等の関係機関と協議する必要があるため、受注者は協議に必要な資料等を監督職員に提出すること。
- 3 工事中の渋滞を緩和するため、迂回看板を工事箇所周辺に設置すること。設置枚数、場所については、事前に監督職員と協議して決めること。なお、費用は共通仮設費率に含まれている。
- 4 受注者は工事着手に先立ち、地下埋設物などの占用物件の設置位置を把握し、占用物件の管理者と密接に連絡を取り、占用物件の破損及び占用物件に起因する事故の防止に努めること。また、人孔の高さ調整については、関係企業への人孔高さ調整依頼資料を工事着手前に提出すること。
- 5 地域住民等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に連絡し、その指示に従うこと。
- 6 ゴミ収集作業及びし尿汲み取り作業に協力し、沿道住民に迷惑をかけないこと。
- 7 受注者は、実施工程及び次週の予定工程を記載のうえ、週間工程表を作成し、毎週木曜日17時までに監督職員に提出すること。また所管消防署へも同様に提出を行うこと。

位置図

